日医発第 1358 号（保険）
令 和 7 年 11 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について

本年２月 25 日より、保険医の新規登録申請等がオンライン申請により可能となったこと等については、令和７年２月 20 日付け日医発第 1977 号（保険）にてご案内申し上げたところです。

今般、標記省令が改正され、新たにオンライン申請が可能となる手続が令和８年２月 24 日から拡充されることになりました。

変更の概要は下記のとおりですが、詳細は添付資料のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

保険医のオンライン申請の拡充について（概要）

１．新たにオンライン申請が可能になる手続き
①管轄地方厚生局長等への変更届出(転入・転出時の届出)
②氏名変更の届出

③欠格事由に該当した際の届出
④登録票の再交付等の申請
⑤登録の抹消の申請

２．マイナンバー（個人番号の申請）の申請について

上記の手続きにおける申請事項として、新たにマイナンバー（個人番号）を規定する。

また、マイナンバー（個人番号）の真正性を確保するため、氏名・住所・生年月日についても届出事項として規定する。（※氏名等は従来より届出事項であったが、今回、省令上の記載事項として明確化された。）

３．施行期日

令和8年2月24日より施行

＜添付資料＞

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について（令7.11.18 厚生労働省保険局長）

保 発 1118 第 1 号
令 和 7 年 11 月 18 日

地方厚生（支）局長　殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔　公　印　省　略　〕

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の公布について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和７年厚生労働省令第 114 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、令和８年２月 24 日に施行される予定である。

改正省令による改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第１　改正の趣旨

保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の登録に係る手続については、令和７年２月より、国家資格等情報連携・活用システムを活用した手続のデジタル化を開始したところであるが、今般、デジタル化の対象となる手続の拡充を行うため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号。以下「登録省令」という。）について、所要の改正を行うもの。

第２　改正の内容

○　保険医等の登録に係る手続について、国家資格等システムを活用したデジタル化の対象となる手続の拡充を行う上で、保険医等の個人番号を収集する必要があることから、以下の手続について、個人番号を届出事項として規定す

る。

・登録に関する管轄地方厚生局長等の変更の届出（登録省令第 15 条関係）

・氏名変更の届出（登録省令第 16 条第１項第１号関係）

・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 81 条第４号から第６号に該当した場合の届出（登録省令第 16 条第１項第２号関係）

・登録票の書換交付の申請（登録省令第 17 条関係）

・登録票の再交付の申請（登録省令第 18 条関係）

・登録の抹消の申出（登録省令第 20 条関係）

○　上記の手続について、個人番号の真正性を確保するため、氏名、住所及び生年月日を届出事項として規定する。なお、いずれも従来からの届出事項であるが、登録省令に規定することで明確化するもの。

○　その他、所要の改正を行う。

第３　施行期日

○　令和８年２月 24 日から施行する。